

令和6年3月22日

対馬海区漁業調整委員会事務局
(対馬振興局水産課内)
直通電話 0920-52-1947
担当者名 大崎、市山

対馬海区漁業調整委員会指示の発出について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり指示しましたのでお知らせします。

記

令和6年対馬海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、規制海域におけるあまだいはえ縄漁業及びあまだい立縄漁業（以下「あまだいはえ縄漁業等」という。）について、次のとおり指示する。

令和6年3月22日

対馬海区漁業調整委員会
会長 部原 政夫

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「規制海域」 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域

イ 北緯 34° 50.19′ 東経 129° 29.86′ （北緯 34° 50′ 東経 129° 30′ ）

ロ 北緯 34° 50.19′ 東経 129° 49.86′ （北緯 34° 50′ 東経 129° 50′ ）

ハ 北緯 34° 27.19′ 東経 129° 49.86′ （北緯 34° 27′ 東経 129° 50′ ）

ニ 北緯 34° 27.19′ 東経 129° 29.86′ （北緯 34° 27′ 東経 129° 30′ ）

なお、（ ）内は日本測地系による参考経緯度を示す。

(2) 「あまだいはえ縄漁業」 動力漁船によりはえ縄を使用してあまだいをとることを目的とする漁業

(3) 「あまだい立縄漁業」 動力漁船により立縄を使用してあまだいをとることを目的とする漁業

2 操業の承認

規制海域において、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に、県内に住所を有し、あまだいはえ縄漁業等を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、対馬海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認を受けた者の操業の条件

(1) 休漁日の設定

毎月第2、第4金曜日にあまだいはえ縄漁業等を行ってはならない。

(2) 針の大きさの制限

あまだいはえ縄漁業等で使用する釣針は、たい針11号同等以上とする。

(3) 承認証の備付け義務及び承認番号の表示

操業の承認を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、別記様式第1号に定める承認証を当該承認に係る船舶内に備え付け、別記様式第2号に定める承認番号を船舶の船橋の両側に表示しなければならない。

4 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示に違反した場合は、承認を取消すことがある。

5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年3月22日から令和7年5月31日までとする。

令和6年一承認番号対委第〇〇〇〇号

あ ま だ い 〇 〇 漁 業 承 認 証

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 漁業の方法

2 操業区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域

イ 北緯 34° 50.19′ 東経 129° 29.86′ (北緯 34° 50′ 東経 129° 30′)

ロ 北緯 34° 50.19′ 東経 129° 49.86′ (北緯 34° 50′ 東経 129° 50′)

ハ 北緯 34° 27.19′ 東経 129° 49.86′ (北緯 34° 27′ 東経 129° 50′)

ニ 北緯 34° 27.19′ 東経 129° 29.86′ (北緯 34° 27′ 東経 129° 30′)

なお、() 内は日本測地系による参考経緯度を示す。

3 使用する船舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 承認の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 制限又は条件

(1) 毎月第2、第4金曜日に操業してはならない。

(2) 使用する釣針は、たい針11号同等以上とする。

(3) 操業期間中は、本承認証を当該承認に係る船舶内に備え付け、承認番号を船舶の船橋の両側に表示しなければならない。

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会
会 長 部 原 政 夫

対委〇〇〇

備考 各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

(1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。

(2) 大きさは7センチメートル以上、太さは1.4センチメートル以上、間隔は2.3センチメートル以上とする。

(3) 文字及び数字は黒色とする。

(4) 船舶の規模によっては、二段書きによる承認番号の表示も可とする。